



平成 27 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ オ バ  
代表者名 代表取締役 社長 辻本 茂  
(コード：9765 東証第1部)  
問合せ先 常務執行役員 営業本部長 清水 雄  
(TEL. 03-3460-0111)

## 世田谷信用金庫との業務提携に関するお知らせ ～生産緑地の活用支援に関する業務を開始します～

まちづくり総合建設コンサルタントの(株)オオバ(本社・東京都目黒区、社長・辻本茂)と世田谷信用金庫(本店・東京都世田谷区、理事長・大場信秀)との間で、生産緑地のコンサルティング業務、土地区画整理事業および将来の土地活用支援に関する事業に関する業務提携契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社が生産緑地の活用支援に関して業務提携契約を締結するのは、平成27年5月の相鉄ホールディングスに続き、2社目となります。

### 記

#### 1. 業務提携の目的

##### (1) 業務提携の背景

生産緑地とは、都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的として、市街化地域内の農地を対象に指定される地区で東京都内3,388ha・約11,800箇所(うち23区内451ha・約2,200箇所)(「風致地区、生産緑地地区、特別緑地保全地区等の指定状況総括表」、H25.4.1東京都都市整備局より)、神奈川県内約9,000箇所、1,404haが指定されています。(「かながわの都市計画のあらまし」、平成26年度神奈川県より)

この指定により、農地所有者は固定資産税・相続税の減税が受けられるメリットがある一方、基本的には営農義務が終生にわたって生じることや、相続税の納税猶予制度を併用している場合、生産緑地の解除に当たっては猶予開始時期にさかのぼって利子が課税させる「さかのぼり課税」等の問題があります。

その他、都市農地の不採算問題、高齢者問題、後継者問題等があいまって、所有者の事情により解除したくても解除できない生産緑地が数多く存在しています。

##### (2) 業務提携の目的

当社は、「まちづくりのソリューション企業」として、大正11年の創業以来一貫してまちづくりに携わり、土地区画整理手法を活用した都市農地の開発や地権者の土地活用の支援をしてまいりました。

特に都市農地における生産緑地の課題につきましては、平成27年1月に(社)日本相続

学会で「都市農地と生産緑地の相続コンサルティング」の講演発表を行うなど、かねてより精力的に取り組みを重ねてまいりました。

今般、当社の持つ「まちづくり設計」「土地区画整理」「不動産活用」「相続税務」のノウハウを活用した「生産緑地コンサルティングサービス」と世田谷信用金庫の「コンサルティングプラザ玉川」の持つ「相続・事業承継」のノウハウを有機的に連携させ、「土地区画整理手法による生産緑地の整理」、「将来の資産継承に向けた生産緑地の優良資産化」等、世田谷区及び周辺区域における生産緑地等の都市農地所有者が抱える悩みを解消し、もって都市農地と調和した魅力あるまちづくりを目指してまいります。

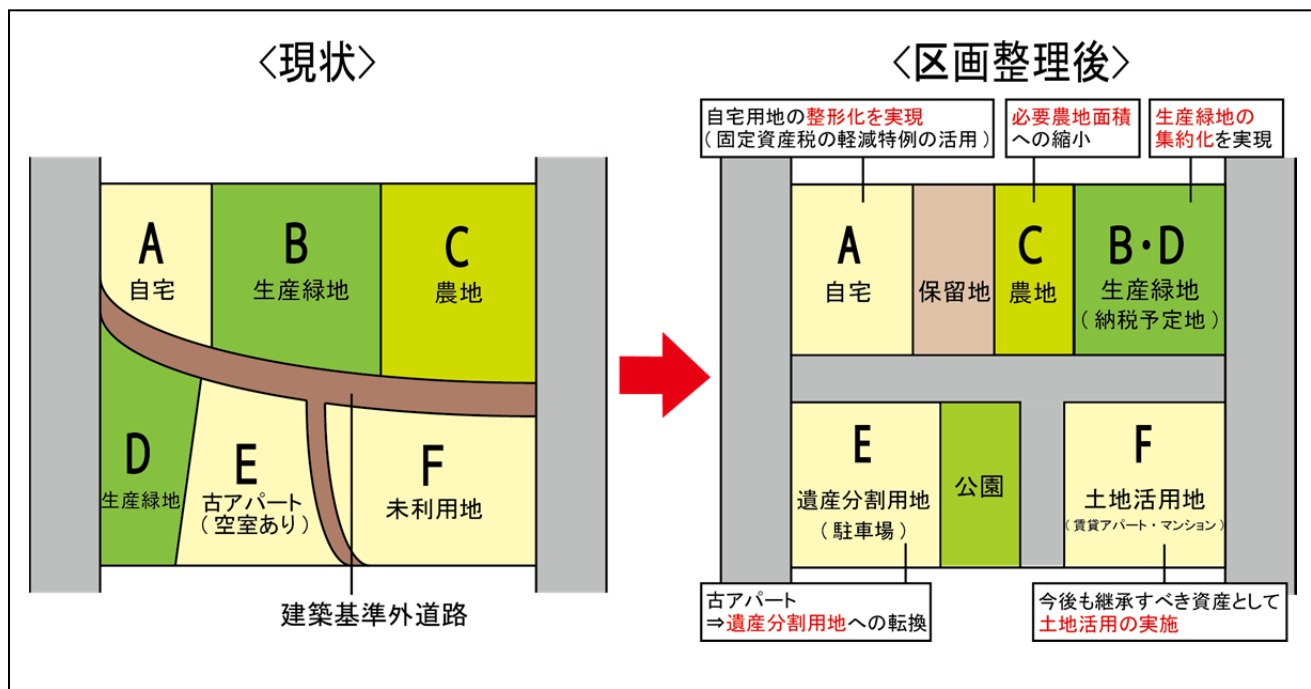
## 2. 業務提携の内容

業務提携の内容は「生産緑地のコンサルティング業務ならびに生産緑地の土地区画整理事業および活用支援に関する業務」として、具体的には以下の業務を行います。

### 【業務提携の対象業務】

- ①対象顧客の洗い出し業務
- ②顧客獲得業務
- ③無料簡易診断業務
- ④生産緑地コンサルティング業務
- ⑤土地区画整理事業の代行業務又は同意施行業務・管理業務
- ⑥土地活用の実行支援業務
- ⑦不動産管理業務

### 【生産緑地の優良資産化に向けた土地区画整理イメージ図】



※本イメージ図は全ての生産緑地において区画整理手法の適用が可能ということを示すものではなく、区画整理事業の可否は行政との協議が必要となります。

### 3. 業務提携の相手先の概要（平成27年3月31日現在）

① 名 称	世田谷信用金庫
② 所在地	世田谷区世田谷1-23-3
③ 代表者	理事長 大場信秀
④ 事業内容	金融機関
⑤ 出 資 金	2,006百万円
⑥ 設立年月日	大正10年4月12日（1921年）

### 4. 日程

平成27年 9月15日（火） 契約締結日  
平成27年 9月下旬 営業開始（予定）

### 5. 今後の見通し

当該業務提携が当期の業績に与える影響は軽微であります。

以上